

2025年11月10日

防衛大臣 小泉 進次郎 殿

日本共産党北九州市会議員団
団長 荒川 徹

防衛問題に関する要請書

1. 基地の強靱化計画について

自衛隊基地の「強靱化」計画では、「各種脅威に対する施設の強靱化」と題し、「武力攻撃・テロ行為等」に対抗し、「戦い方（シナリオ）にあわせ、ニーズに応じた施設を順次整備」「計画的に施設の整備（再配置・集約化等）を推進」と明記されています。このため、▽主要司令部等の地下化 ▽主要施設のHEMP（電磁パルス）攻撃対策▽「CBRNe（シーバーン）に対する防護性能の付与」として施設の機能・重要度に応じた構造強化、施設再配置・集約化などを行うとしています。HEMP攻撃とは高高度（地上約300～400キロ）での核爆発などにより生じる電磁パルスで、広範囲の電気系統を破壊するものです。CBRNeは核兵器をはじめ、化学・生物・放射性物質・爆発物による脅威や攻撃の総称です。すなわち核兵器まで想定した「基地強靱化」です。北九州市では、富野弾薬庫や小倉駐屯地が対象となっており、市民の不安が高まっています。そこで、以下のように要請します。

（要請項目）

1. 富野弾薬庫及び小倉駐屯地での「基地強靱化」計画をただちに中止すること。

2. オスプレイの低空飛行訓練について

自衛隊佐賀駐屯地に配備された17機のオスプレイによる低空飛行訓練が、九州7県85カ所で実施される可能性があり、北九州市では小倉駐屯地、曽根訓練所、富野弾薬庫周辺が対象とされています。米軍オスプレイは世界中で墜落事故を起こし、2023年11月には鹿児島県屋久島沖に墜落し、搭乗員8名全員が死亡する重大事故を起こしました。自衛隊が所持するオスプレイも昨年10月、沖縄県の与那国駐屯地で訓練中に機体の一部が地面に接触する損傷事故を起こしています。事故調査報告書は公表されていません。このような危険な機体を運用しているのは、日本と米国のみという異常な状態となっています。欠陥機オスプレイを配備、飛行させること自体が許されません。北九州市上空での訓練計画では、高度300m以下、水上では150m以下という危険な低空飛行が想定され、夜間は午後5時から10時まで実施される可能性があります。隣接する築城、芦屋両基地も訓練ルートとされ、時速535キロという高速で住宅密集地を通過する恐れがあります。防衛省は「住宅地や病院上空は制限する」と説明しながら、実際には「判断はパイロットに委ねる」としており、市民の生命・財産は著しく脅かされます。

そこで、以下のように要請します。

(要請項目)

- 1) 欠陥機オスプレイの北九州市上空での夜間・低空飛行訓練を中止すること。
- 2) 防衛省は「住宅地、市街地や病院等の上空の飛行は制限する」と言いながら、「最終判断はパイロットの判断に委ねられる」としている。宅地・病院・学校上空での飛行をおこなわないこと。
- 3) 2024年10月に与那国駐屯地で発生した陸自オスプレイの事故調査報告書の全文を公表すること。

以上

2025年11月10日

内閣府特命担当大臣 木原 稔 殿

日本共産党北九州市会議員団
団長 荒川 徹

要望書

1. 沖縄県先島諸島にかかる「戦争避難計画」について

内閣府は令和7年3月、宮古島市など5市町村の住民約11万人を九州・山口8県で受け入れる避難計画を公表しました。北九州市は宮古島市から約6,780人を受け入れるとされ、西日本総合展示場での受付後、ホテル・旅館、公営住宅等に振り分けるとしています。また、病院や介護施設、障害者施設でも受け入れるとしていますが、それらの施設は多くの北九州市民が利用していることが想定され現実的ではありません。

いずれにしても「武力攻撃予測事態」が発令される事態とは極めて危険な状態であることを考えれば、市民や避難住民の安全確保や、実際の受け入れは極めて困難であると言わなければなりません。

そこで、以下のように要請します。

(要請項目)

- 1) 避難計画の具体化がどのように進んでいるのか進捗状況を明らかにすること。
- 2) 現実的ではない先島諸島の「住民避難計画」は中止すること。

2. 「特定利用空港」について

北九州市は2024年4月、市民や議会に一切説明がなく「特定利用空港」を受け入れました。その結果、昨年10月には日米合同訓練「キーンソード25」、今年6月には築城基地所属のF2戦闘機によるタッチアンドゴー訓練が強行されました。民間空港での軍事訓練は民間機の安全な運行に重大な影響を及ぼすものであり、到底容認できません。一方、山口県宇部空港の特定利用空港に関する山口県への回答では、「戦闘機の訓練や爆発物の運搬」が想定されていることが判明しました。

そこで、以下のように要請します。

(要請項目)

- 1) 「特定利用空港・港湾」は、自衛隊が有事を想定して「平時から民間の空港・港湾を軍事利用できるよう整備する」としたもので、弾薬などの爆発物の運搬などの危険な訓練が行われることはないのか、その内容を明らかにすること。
- 2) 安保法制の発動を想定した訓練は相手国から標的とされ、市民の命と安全に関わる重大な問題です。北九州空港の「特定利用空港」の選定を撤回すること。

3. 国の専管事項について

地方自治法第1条の2・2で「国は地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施にあたって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」と定められています。しかし北九州市は、特定利用空港や日米合同訓練など、市民の命や安全にかかわる問題について「防衛問題は国の専管事項である」として、明確な見解を示していません。しかし、市から市民の安全を守る立場から国に対して、意見表明ができるのか見解を求めます。

4. 災害防止対策と被害の復旧について

北九州市は、平成30年度の豪雨災害をきっかけに、それ以降国に対し、民有地のがけ崩れについて、行政の一定の関与による早期の防災措置が図れる制度と、所有者が行う応急復旧対策への補助制度の創設を提案してきました。市内では、毎年のように台風や大雨による被害が発生しており、今年8月の大雨では、住家の全壊1棟、一部損壊3棟、床上浸水29棟、床下浸水36棟、がけくずれ20カ所など、大きな被害が生じました。

被災された方々は、思いもよらない形で突然の災害に見舞われ、困り果てているという状態です。そこで、以下のように要請します。

（要請事項）

- 1) 民有地のがけ崩れ、住家の被害について、行政の一定の関与による早期の防災措置が図れる制度と、所有者が行う応急復旧対策への補助制度を創設すること。

2025年11月10日

文部科学大臣 松本 洋平 殿

日本共産党北九州市会議員団
団長 荒川 徹

要望書

1. 給食費の無償化と質の向上について

国は「子育て支援の一環」として、無償化を検討・支援する方針を示していますが、いまだに具体的な実施計画は示されていません。2023年時点では、公立小中学校の給食費無償化を実施の自治体が全国で約3割に増加し、特に小中学校ともに給食無償化を実施する自治体は6年間で約7倍に増えました。一刻も早く、小中学校・特別支援学校において全国一律の学校給食無償化と質の向上が求められています。

そこで、以下、要請します。

(要請項目)

- 1) 憲法26条「義務教育は無償とする」との立場から、今こそ国の制度として全国一律に公立小・中・特別支援学校の学校給食を無償化し、合わせて質の向上を図ること。

2. 体育館へのエアコン設置について

地球温暖化の進行により、夏季の猛暑が常態化するなか、児童生徒が安全かつ快適に学習できる環境を整備することは喫緊の課題です。とりわけ、学校体育館へのエアコン設置は急務です。

体育の授業や部活動を猛暑の中で行うことにより、熱中症などで体調を崩す児童生徒が後を絶ちません。さらに、災害時には学校体育館が避難所として利用されますが、エアコンがない環境では安全な避難生活を送ることが困難です。

また、地域の敬老会が猛暑を理由に体育館で開催できず、市民センターで代表者のみの参加となった事例もあり、多くの高齢者が楽しみにしていた催しに参加できず残念に思われたとの声も聞かれます。

このように、学校体育館は教育の場であると同時に、防災・地域コミュニティの拠点としても重要な役割を果たしており、エアコンの設置は早急に進めるべき課題です。

(要請事項)

- 1) 国が責任をもって、指定避難所か否かにかかわらず、すべての学校体育館に対し、早急にエアコンを設置すること。

3. 学校の大規模改修について

北九州市において、今年度、大規模改修工事の実施を予定していた篠崎中学校および守恒小学校が、国の予算における「学校施設環境改善交付金」の不採択により、事業を実施できない状況となっています。

これらの学校では、現地視察（学校ウォッチング）において、雨漏りなど深刻な老朽化が確認されており、早急な改修が必要です。

子どもたちが安全かつ安心して学べる教育環境を確保するためにも、老朽化した学校施設の改修および建て替えは喫緊の課題です。よって、下記の事項について強く要請します。

（要請事項）

- 1）国が責任をもって、老朽化した学校施設の大規模改修を早急に進めること。
- 2）「学校施設環境改善交付金」を大幅に拡充すること。
- 3）交付申請にあたっては、学校施設長寿命化計画に基づく劣化状況調査の結果を十分に反映させ、必要な学校に確実に交付すること。

4. 教員不足の改善について

「給特法」（教職員給与特別措置法）の改定案が2025年6月11日参議院本会議で可決されました。これにより現行の給料月額4%の「教職調整額」を2026年の1月から毎年1%ずつ、5年間で10%まで引き上げるとしていますが、正当な残業代を支給すべきです。司法（日本弁護士連合会）からも「教員の勤務条件について、憲法第27条第2項に基づく労働基準法の最低基準を遵守し、時間外勤務の罰則付き上限規制と時間外手当支給の枠組みを採用することで、歯止めなき時間外勤務の放置を招いている現状の改革が必要である」と指摘を受けています。

「給特法」改定案では二つの大問題が改善されていません。「定額働かせ放題」の原因となっている「教員残業代ゼロ制度」と授業量に見合った教員の抜本的増員の一の2点です。この長時間労働が教員離れの一因になっています。

教員不足の改善を図るなど、子どもたちの学習権保障につながる対策に積極的に取り組む必要があります。

（要請項目）

- 1）教員の多忙化を解消し、長時間労働の改善を図ること
- 2）教員の正規率を高め、非正規教員の給与を「同一労働同一賃金」のもと引き上げること
- 3）働きやすい職場改善措置により、教員不足の改善を図ること

2025年11月10日

環境大臣 石原 宏高 殿

日本共産党北九州市会議員団
団長 荒川 徹

環境汚染（土壌汚染対策法・PFAS）に対する要請書

北九州市小倉北区高見台の化学工場跡地において、商業施設建設に向けた調査の結果、基準値を大きく上回る水銀、ベンゼン等による土壌汚染が明らかになり、周辺住民の健康や生活環境への影響が懸念されています。一方、商業施設建設事業者は汚染区域において、地下岩盤まで達する遮水壁を設置したから周辺地下水への影響はない。さらに北九州市は、周辺井戸水（21 か所）が飲用として使われていなければ健康被害がない、汚染土壌を除去する必要はないとしています。これでは水俣の教訓が生かされません。

また、有機フッ素化合物（PFAS）による高濃度汚染が米軍基地や自衛隊基地、関係工場、産業廃棄物処理場周辺の河川・湧水・土壌・飲用水から確認され、健康への影響が大きな問題となっています。PFASは「永遠の化学物質」と呼ばれ、残留性が高く、発がん性など国際的に健康影響が指摘されています。欧米では厳しい規制が進められていますが、日本国内ではPFOSとPFOAの合計値の暫定目標値が設定されているものの、その規制については欧米諸国と比べかなり緩やかなもので、対応の遅れが際立っています。

そこで、以下のように措置することを要請します。

（要請項目）

1. 土壌汚染対策法を改正し、水銀など深刻な健康被害をもたらす物質に汚染された土壌はすべて撤去することを義務づけること。
2. PFASについて、汚染実態の調査の拡充、情報公開、規制値の設定など、国際基準に沿った規制と対策を実施すること。

以上。

2025年11月10日

経済産業省 赤澤 亮正 殿
資源エネルギー庁 村瀬 佳史 殿

日本共産党北九州市会議員団
団長 荒川 徹

白島国家石油備蓄基地に関する要請書

白島国家石油備蓄基地は1996年の操業開始から来年で30年が経過し、施設の老朽化と液状化による影響も出始めています。現在の石油備蓄量は、560万キロリットルで世界最大の洋上石油備蓄基地です。今後、安全を担保するための施策が必要になります。

北九州市では、同じ港湾区域において22万kWの発電能力の洋上風力発電が今年度中に稼働します。

昨今、再生可能エネルギーへの転換が叫ばれる中、注目の洋上風力の発電ですが、発電の不安定さが課題です。

今後、近隣海域において洋上風力発電の拡大や浮体式洋上風力も予定されている中で、発電された電気をためる施策が最も重要です。

（要請事項）

1. 施設の老朽化を検証し、その詳細を公表すること
2. 白島国家石油備蓄基地を蓄電基地に転換すること

以上

2025年11月11日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

日本共産党北九州市会議員団
団長 荒川 徹

要望書

1.介護保険制度について

北九州市の介護保険第1号被保険者の基準額は、制度発足の2000年度と比べて2倍を超えており、低所得者層に大きな負担となっています。そのために、保険料滞納による給付制限も生じており、物価高騰の中で深刻さが増しています。

そこで、以下のように要請します。

（要請項目）

- 1）被保険者の保険料及び利用料の負担軽減のために、介護給付に対する国庫の負担率を引き上げること。
- 2）訪問介護をはじめ介護報酬の抜本的引き上げを行うこと。
- 3）保険料が高すぎて支払い困難な世帯が増えているため、介護保険特別会計への市の一般会計からの法定分以外の繰り入れについて、規制を緩和すること。

2.生活保護制度について

高齢化の進展による社会保障費の増大を理由とする消費税10%への引き上げや、社会保障制度の改変等により、国民のくらしは厳しい状況となっています。また、非正規雇用など不安定雇用が拡大するなかで、物価高騰による実質賃金のマイナスが続いていることも、くらしの深刻さに拍車をかけています。

そのようななかで、生活保護制度は最後のセーフティネットとしての役割がいっそう重要になっており、制度の充実、改善と適切な運用が求められています。

そこで、以下のように要請します。

（要請項目）

- 1）2025年6月27日の最高裁判決における「厚生労働大臣による生活保護基準引き下げ判断は違法」との判断に基づき、物価高騰に見合う底上げをおこなうとともに最低限度の生活需要を満たす基準へ引き上げ、2013年改定前基準との差額を遡及して支給すること。

2) 異常な猛暑が続く中、エアコンは「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するために不可欠であることから、すべての生活保護世帯に、無条件で設置のための扶助を行うこと。

3) 夏季の猛暑による健康被害を防ぐため、エアコン使用に伴う電気料金を補填する「夏季加算」を創設すること。

4) 日常生活に必要な冷蔵庫、炊飯器、テレビ、及び洗濯機などの電化製品の経年劣化に伴う買い替えのための扶助を創設すること。

5) 住宅扶助の基準を社会、経済情勢に応じて見直すこと。合わせて、保証人が必要な民間住宅の契約においては、行政が肩代わりすること。

3.補聴器購入助成制度の創設について

高齢者は健康で生き生きと暮らしたいと願っており、これは当人だけでなく、家族や社会全体の願いでもあります。聴力は年齢とともに衰え、60歳代後半では3人に1人が加齢性の難聴と言われ、日常生活や社会参加を困難にし、認知症の危険因子の一つとも指摘されています。そのため、補聴器の装用が求められていますが、高額な商品が多く、購入に至らない高齢者が多くおられます。

2021年3月の厚労省による「自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」の結果では、「難聴を早期発見する仕組みを構築し、難聴が疑われたとき、医療機関への受診勧奨ができるよう耳鼻咽喉科との連携の仕組みを整えること」、「受診勧奨から適切な補聴器利用のために、補聴器相談医や認定補聴器技能者の周知を図り、補聴器装用後、装用を継続するために、難聴高齢者への戦略的な支援スキームのフォローを行うこと」を提言しました。補聴器の購入助成を求める声は大きく広がり、2024年10月31日現在、全国で372の自治体が実施しています。

そこで、以下のように要請します。

(要請項目)

1) 国の制度として、自治体が難聴高齢者などの住民に対し、補聴器購入の際に助成を行うための補助制度を創設すること。

4.国民健康保険制度について

全国の自治体で、国民健康保険料(税)の値上げが広がっています。日本共産党政策委員会の調査によると、9月10日時点で少なくとも559自治体(市区町村)が今年度、保険料を引き上げたことが判明しました。これは全国1736自治体の32.2%にのぼり、過去2番目に多い値上げ件数です。

背景には、2018年度から始まった「国保の都道府県化」があります。従来、市町村ごとに運営していた国民健康保険制度を都道府県単位に集約することで、自治体独自の保険料軽減措

置（一般会計からの繰り入れ）を抑制する狙いがありました。政府は「保険料の統一化」を掲げ、標準保険料率の導入や、自治体に医療費削減を促す「保険者努力支援制度」などを通じ、自治体の独自支援を制限し、住民負担を増やしています。

国民健康保険加入者の約4割は年金生活者などの無職、約3割は非正規労働者やフリーランス、請負労働者などの低所得層が多くを占めています。

保険料滞納者も増加してきています。また、保険料を払っていても窓口での支払いができないといった受診抑制も起こっています。

（要請項目）

- 1）国保料を協会けんぽ並みにするために、公費 1 兆円を投入すること。
- 2）国保料滞納者への対応については、「特別療養費の支給に係る留意点」を順守すること。

以上

2025年11月11日

国土交通大臣 金子 恭之 殿

日本共産党北九州市会議員団
団長 荒川 徹

要望書

1. 下関北九州道路建設について

下関北九州道路の総事業費について、2020年時点での試算では3,500億円とされていますが、この間の人件費や資材費の急騰により国土交通省の資料でも建設費は2015年比で23.8%上昇し、高規格道路では2倍となっており、事業費がさらに膨張することは必至です。

本州四国連絡橋では、総事業費が当初の3.8倍に膨れ上がり、通行車両台数の低迷から国と自治体が巨額の負担を強いられました。同様に、本事業が料金収入で賄えない場合、本市財政と市民に深刻な負担を及ぼすことは明白です。しかも、来春の都市計画決定を前に、事業主体や手法、地元負担額すら未確定であるのは重大問題です。

そこで、計画を一旦凍結し、以下のように措置することを要請します。

（要請項目）

- 1) 国における検討作業の進捗状況を明らかにすること
- 2) 費用対効果について徹底して検証すること
- 3) 地元合意の確保を前提に、事業計画を抜本的に見直すこと

2. 地域公共交通への支援について

日本の公共交通は地域ごとに異なる課題を抱えています。大都市では公共交通機関の過密状態が常態化し、混雑が深刻化する一方、地方都市では利用者の減少により路線が縮小したり、運行路線の維持が困難になったりしています。さらに高齢化が進み交通空白地と呼ばれる地域では移動手段不足が高齢者の生活に影響を与え、地域間交通の利便性の低下も問題視されています。

北九州市では、高齢化が進み自家用車以外の移動の手段は公共交通機関に頼らざるを得ません。しかし、交通事業者は運転手不足を理由に路線を廃止するといった現実さらされています。これは交通事業者が交通政策を依存してきた結果であるといえます。

インフラとしての地域交通を支援することで、各自治体がイニシアチブを持ち、地域の交通政策を作り上げることが必要です。

（要請項目）

- 1) 免許証を持たない、自治体がおこなういわゆる交通弱者対策に支援すること
（「自治体が行う」を入れてみました）

- 2) 生活支援のための交通サービスに対して支援すること
- 3) 公営交通事業者への支援で不採算路線の維持をはかること

3. 災害防止対策と被害の復旧について

北九州市は、平成 30 年度の豪雨災害をきっかけに、それ以降国に対し、民有地のがけ崩れについて、行政の一定の関与による早期の防災措置が図れる制度と、所有者が行う応急復旧対策への補助制度の創設を提案してきました。市内では、毎年のように台風や大雨による被害が発生しており、今年 8 月の大雨では、住家の全壊 1 棟、一部損壊 3 棟、床上浸水 29 棟、床下浸水 36 棟、がけくずれ 20 カ所など、大きな被害が生じました。

被災された方々は、思いもよらない形で突然の災害に見舞われ、困り果てているという状態です。そこで、以下のように要請します。

(要請事項)

- 1) 民有地のがけ崩れ、住家の被害について、行政の一定の関与による早期の防災措置が図れる制度と、所有者が行う応急復旧対策への補助制度を創設すること。

(国土交通省か内閣府防災かわからないので、とりあえず両省の要望書に入れてます)